

新型コロナウイルス関連支援等情報一覧

作成時時点の情報を掲載しています。最新情報は市ホームページをご確認ください。



(個人向け)

給付金・助成金等	1
貸付に関するもの	2
支払いの猶予・減免するもの	3
相談窓口	5

(事業者向け)

貸付・助成金・支援金・給付金	7
市税の納税猶予	9
相談窓口	10
支援策等を予定しているもの	10

(総合情報)

対応期間を延長するもの	11
郵送・電話等の対応が可能となったもの	12
お知らせ (来庁による相談を休止したもの)	16
お知らせ (中止しているもの)	16
お知らせ (縮小しているもの)	17
お知らせ (窓口受付時間を変更しているもの)	17
注意喚起	17

枚方市

令和2年4月20日作成 (9月3日更新)

新型コロナウイルス関連支援等情報一覧（個人向け）

● 給付金・助成金等

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
国民健康保険被保険者への傷病手当金	会社等に雇われている国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった人	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、直近3カ月の給与等の平均日額の3分の2（一部支払いがある場合はその差額分）を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	国民健康保険室 （給付担当） TEL：841-1403 FAX：841-3716
ひとり親等のための休業手当金	休業等により所得が減少したひとり親	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育サービスや施設閉鎖に伴い、子どもの保育のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得支援として1日あたり上限4,600円を支給	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039
子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分の児童手当の受給者	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定。新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、令和2年4月分の児童手当の受給者に対し、対象児童一人につき1万円を支給。申請の必要なし	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039
ひとり親等世帯への特別給付金（市）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者（生活保護世帯を除く）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者の世帯に属する18歳以下の子ども1人あたり5万円。ただし、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子どもは1人あたり10万円給付。申請の必要なし（詳細はお問い合わせください）	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039 医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
ひとり親世帯臨時特別給付金（国）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方	1. 基本給付 ①令和2年6月分（7月10日支給）の児童扶養手当が支給された方 ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月1日時点で枚方市ひとり親家庭医療証をお持ちの方で、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が公的年金受給等により全部停止または支給を受けていない方（※） ※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているだけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止されたと推測される方も対象。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方。 給付額1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 2. 追加給付 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方。基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 給付額1世帯5万円	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039 医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039

デリバリー支援事業	出前館、LINE デリマを利用し、市内店舗から市内へ配達を依頼した方	期間：令和 2 年（2020）年 6 月 1 日～7 月 31 日 1,000 円以上の商品購入で、500 ポイントの LINE ポイントが付与されます。（期間中 1 日 1 回、何度でも） 詳細についてはデリバリーサービス購入サイトをご確認ください。	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
住居確保給付金	離職・廃業から 2 年以内または休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方	離職等により経済的に困窮している方で、収入、資産等の要件に該当する場合に、3 か月の家賃相当額を枚方市から家主さんに支給。収入要件（月額）：単身 122,000 以下、2 人世帯 176,000 以下。支給額（家賃月額共益費・管理費は対象外）：単身 38,000 円、2 人世帯 46,000 円 相談、詳細については必ず事前にお電話を。	地域健康福祉室 （健康福祉総合相談担当） TEL：841-1401 FAX：841-5711
妊婦への特別給付金	4 月 28 日時点で妊娠中の方で 6 月 1 日までに妊娠届出書を提出した方	枚方市において国の定額給付金の対象者で、4 月 28 日時点で妊娠中の方（妊娠届出書が未提出の方は 6 月 1 日までに届出が必要：郵送可）に 5 万円給付。対象者宛に送付される申請書を提出してください。	地域健康福祉室 （母子保健担当（保健センター）） TEL：840-7221 FAX：840-4496
特別定額給付金	基準日（令和 2 年 4 月 27 日）に住居基本台帳（枚方市）に記録されている者	基準日（令和 2 年 4 月 27 日）に住居基本台帳（枚方市）に記録されている者に対して給付対象者 1 人につき 10 万円。申請は郵送申請方式かオンライン申請方式。給付は原則として申請者本人名義の口座へ振込。※コールセンター：03-5638-5855（9 時～18 時半、土日祝日を除く）	特別定額給付金室 TEL：841-1363
子どもの学び・発達支援のための図書カード配付事業	市内在住の 0 歳から 2 歳、及び幼稚園・保育所等に在籍しない 3 歳以上の未就学児	2,000 円（QR コード用紙）の図書カードを 6 月の第 2 週目から簡易書留で発送予定（申請不要）。	子ども青少年政策課 TEL：841-1375 FAX：843-2244
就学援助制度	小中学校就学援助制度の申請者	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減収したことにより、就学が困難になる児童生徒の保護者に対して、特別な事情として、給与証明等で確認を行うことにより、就学援助を行う。	教育支援推進室 （学事保健担当） TEL：050-7105-8043 FAX：851-2187
就学援助認定世帯への特別給付金	就学援助認定世帯	就学援助の認定を受けた世帯に属する、児童・生徒 1 人あたり 5 万円を給付。（申請の必要なし）	教育支援推進室 （学事保健担当） TEL：050-7105-8043 FAX：851-2187
就学援助認定世帯への臨時休業中における昼食費	就学援助認定世帯	国の緊急事態宣言を受けたことに伴う臨時休業期間中の自宅での昼食代を就学援助認定世帯の保護者に支給する。	教育支援推進室 （学事保健担当） TEL：050-7105-8043 FAX：851-2187

● 貸付に関するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還金の支払い猶予	ひとり親家庭・寡婦	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所、学校等の臨時休業・勤務先の休業により一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に生活資金の貸付が可能となる場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合、支払いを猶予することができます。	子どもの育ち見守りセンター TEL：050-7102-3227 FAX：846-7952

緊急小口資金（主に休業された方向け）	新型コロナウイルスの影響を受け休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付。貸付上限額は、学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20 万円以内、その他の場合は 10 万円以内。無利子、保証人不要、償還期限は 2 年以内で 1 年以内の据置期間あり。	枚方市社会福祉協議会 TEL：807-3017 FAX：845-1897
総合支援資金（主に失業された方等向け）	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付。貸付上限額（月額）は、単身 15 万円以内、2 人以上 20 万円以内。で貸付期間は 3 か月以内。無利子、保証人不要、償還期限は 10 年以内で 1 年以内の据置期間あり。注）原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。	枚方市社会福祉協議会 TEL：807-3017 FAX：845-1897

● 支払いの猶予・減免するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
市税の納税猶予	令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等（給与含む）に係る収入が前年同期に比べて概ね 20% 以上減少し、市税を一時に納付し、又は納入を行うことが困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少があり、市税の納付が困難になられた方への徴収猶予の「特例制度」（最大 1 年間の猶予、担保提供不要、延滞金全額免除）が認められる場合があります。	納税課 TEL：841-1380 FAX：841-6099
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の減免	世帯の主たる生計維持者の方が以下に該当する被保険者 ①新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤な傷病を負われた場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の 3 割以上減少する見込み	令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料のうち令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに納期限が設定されている保険料について、申請に基づき減免を行います。	（国民健康保険） 国民健康保険室 （国民健康保険担当） TEL：072-841-1403 FAX：072-841-3716 （後期高齢者医療） 国民健康保険担当 （後期高齢者医療担当）
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の徴収猶予	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合	納付することができない金額を限度として、徴収（納付）が最長 6 か月間（後期高齢者医療保険料は最長 1 年間）猶予されることがあります。	TEL：072-841-1334 FAX：072-846-2273 （介護保険） 地域健康福祉室 （長寿・介護保険担当）
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の一部負担金（利用者負担）の減免	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、の支払いが困難な場合	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合に一部負担金（利用者負担）が減額もしくは免除されることがあります。	TEL：072-841-1460 FAX：072-844-0315
障害福祉サービス利用者負担の減免	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、障害福祉サービスの利用料の支払いが困難な場合	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合に利用料が免除されることがあります。	地域健康福祉室 （障害福祉担当） TEL：072-841-1457 FAX：072-841-5123
保育料（利用者負担額）の減額（還付）	新型コロナウイルス感染症に関し、登園自粛を要請した期間に家庭保育に協力し、1 日以上登園を自粛した場合	登園自粛を要請した期間（令和 2 年 3 月 2 日～令和 2 年 6 月 30 日の間）に、家庭保育に協力し、1 日以上登園を自粛した場合の保育料（利用者負担額）を国の基準に基づき日割り計算の上、還付するもの。 ※ 保育料（利用者負担額）の減額は月ごとに行い、登園を控えた日数に応じて日割り計算となります。	保育幼稚園入園課 TEL：841-1472 FAX：841-4319

		<p>※ 円滑な精算事務を行うため、保育料（利用者負担額）については、一旦満額をお支払いいただくこととなります。</p> <p>※ 手続きについては、5月初旬に対象者に郵送でお知らせしたほか、市のホームページでご案内しています。</p> <p>※ 臨時休園が発生した場合などで、取り扱いが変更となる可能性があります。</p>	
市営自転車駐車場の4・5月定期券のキャンセル及び購入	新型コロナウイルス感染症の影響により、4・5月分の自転車駐車場の定期券をキャンセルする方及び定期券の購入手続きが必要な方	新型コロナウイルス感染症の影響で、自転車駐車場の4・5月分の定期券をキャンセルする方は還付いたします。また、4・5月分の定期券の支払いに出来ない方は支払いの手続きを延長いたします。なお、次回に自転車駐車場を利用された時に、手続きをお願いします。	交通対策課 TEL：050-7102-6530 FAX：841-4605
水道料金等の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等の支払いなどが困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な方に支払い期限を延長します。	上下水道局 お客さまセンター TEL：848-5518 FAX：898-7760
水道料金（基本料金）の減免	枚方市上下水道局と給水契約を行っている方 ※福祉減免対象の場合は、既に基本料金を減免しているため、当該減免は対象外となります。	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を踏まえ、「新しい生活様式」の定着とその一環である「手洗い」を推進するため、下記減免対象2か月分の水道料金の基本料金を減免します。お手続きは不要です。</p> <p><減免対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針が2か月に1回の場合 偶数月検針：令和2年8月検針分<7・8月分> 奇数月検針：令和2年9月検針分<8・9月分> ・検針が毎月の場合 令和2年8月検針分・9月検針分 	上下水道局 お客さまセンター TEL：848-5518 FAX：898-7760
公共料金の支払い	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共料金の支払いなどが困難な方	<p>大阪ガス 午前9時から午後7時（月～土） 午前9時から午後5時（日・祝） TEL：0120-078-071</p> <p>関西電力（関西電力コールセンター） 午前9時から午後6時（平日） 電気料金 TEL：0800-777-8810 ガス料金 TEL：0800-777-7109</p> <p>NTT（NTTファイナンス料金センター） 午前9時から午後5時（平日） TEL：0800-333-5550</p> <p>NHK（NHK大阪中央営業センター） 午前10時から午後5時（平日） TEL：06-6937-9000</p>	

● 相談窓口

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）	感染予防、体調や医療機関受診のタイミング等についての一般的な相談の方	日常生活での感染予防方法や、健康及び体調・医療機関受診のタイミング等に関する一般的な相談 ○相談・受診の前に心がけていただきたいこと ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。 ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日体温を測定して記録しておく ・基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。	電話相談窓口（コールセンター） TEL：841-1253 FAX：841-5711
新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）	新型コロナウイルス感染症を疑われる方	相談の結果、感染の疑いがある場合には専門の「帰国者・接触者外来」を紹介します ○相談・受診の目安 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。） 1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 2. 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 3. 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。） （妊婦の方へ） 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに新型コロナ受診相談センターにご相談ください。 （お子様をお持ちの方へ） 小児については、小児科医による診察が望ましく、新型コロナ受診相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。 ※なお、この目安は、市民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。 A 風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている（高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度）。 B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。	新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター） TEL：841-1326 FAX：841-5711
18歳未満の子どもに関する様々な相談	0歳～18歳未満の子ども、親等	18歳未満の子どもを養育する家庭の育児不安や家族関係、子どもの発達、子どものことに関すること、児童虐待等様々な相談 月～金曜日（午前9時から午後17時30分、祝日、年末年始除く）面接は要予約	子どもの育ち見守りセンター（子ども家庭相談担当） TEL：050-7102-3221 FAX：846-7952

生活支援コールセンター	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方など	新型コロナウイルス感染症対策による雇用調整等により急激に減収した人などの生活支援などの相談 開設時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分（平日のみ）	生活支援コールセンター TEL：841-1406 FAX：841-5711
男女共生フロア・ウィルの相談（女性のための面接相談・法律相談・電話相談、男性のための電話相談）	女性のための面接相談、法律相談、電話相談、男性のための電話相談を希望される方	男女共生フロア・ウィルのすべての相談事業は、6 月 1 日より再開しています。女性のための面接相談、法律相談は要予約。 予約受付時間：平日及び第 1 土曜日 9 時～17 時半 （ただし、火・木は 20 時まで、第 1 土曜日以外の土日祝除く）	男女共生フロア・ウィル TEL：843-5636 FAX：843-5637
枚方人権まちづくり協会「人権なんでも相談」	人権相談を希望される方	枚方人権まちづくり協会では、不当な差別やいじめ等の人権侵害を受けた場合などの「人権なんでも相談」を受け付けており、5 月 25 日より対面による相談を再開しています。 TEL：844-8788 平日午前 9 時～午後 5 時 30 分 ※第 1 水曜・第 4 木曜は午後 0 時 45 分～午後 5 時 30 分	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会 TEL：844-8788 FAX：844-8799 人権政策室 TEL：841-1259 FAX：841-1700
配偶者からの暴力（DV）の相談	配偶者からの暴力（DV）被害に遭われている方	新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどにより DV の増加・深刻化が懸念されることから、内閣府はメール、チャット、電話で相談できる「DV 相談+（プラス）」を実施しています。10 か国語に対応。メールと電話は 24 時間受付、チャットは正午から午後 10 時まで。 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」でも平日午前 9 時～17 時半まで電話相談・面接相談ができます。	DV 相談+（プラス） https://soudanplus.jp 0120-279-889 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」 050-7102-3232
新型コロナウイルスに関する電話法律相談	新型コロナウイルスの感染拡大で法律問題を抱えるすべての方	新型コロナウイルスに関する法律問題全般に弁護士が無料で電話相談（午前 10 時から午後 4 時、土日祝日を除く） ●労働問題、経営問題、貧困問題、家庭問題、消費者問題、学校の問題、差別の問題等、新型コロナウイルスに関する法律問題全般	大阪弁護士会 TEL：06-6364-2046
新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話相談	新型コロナウイルス感染拡大により生活に困っている方々	新型コロナウイルスの感染拡大により生活に困っている方々に、司法書士が無料で電話及び Web 相談 （電話相談は午前 11 時から午後 5 時、Web 相談は午後 2 時から午後 5 時、いずれも土日祝日を除く）	大阪司法書士会 TEL：0120-315199 Web 相談はリンク先を参照

新型コロナウイルス関連支援等情報一覧（事業者向け）

● 支援制度（貸付・助成金・支援金・給付金）

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
事業継続固定費支援金	枚方市内においてテナント契約で事業を営んでおり、令和2年4月から8月のいずれか1か月の売上が前年同月比で減少率が15%以上50%未満である事業者	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に影響を受ける中小企業・個人事業主のうち、府の支援金の対象にならない売上減少幅15%以上50%未満のテナント運営の事業者に対し、1つの事業所につき10万円を支給するもの。 申請は、郵送又は事業者支援総合相談窓口（商工振興課内）で提出。申請期限は12月28日まで（消印有効）。 詳細はホームページをご確認ください。	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定（セーフティネット保証4号）	最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少したことへの資金繰り支援措置としてセーフティネット4号が発動され、一般保証とは別枠で保証が利用可能となります。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく認定（セーフティネット保証5号）	国が指定する業種に属する事業を行い、最近3か月の売上高等が前年同月比で5%以上減少している中小事業者	業績の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証限度額とは別枠で80%保証が行われます。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
危機関連保証制度（新型コロナウイルス関連融資）	最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既の実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証が発動され、一般保証及びセーフティネット保証とは別枠となる100%保証が利用可能となります。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
新型コロナウイルス感染症対応緊急資金にかかる信用保証料の交付	本市が認定したセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を利用して400万円以下の融資を受けた市内事業者	新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府制度融資において、本市が認定したセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を利用して400万円以下の融資を受けた市内事業者に、大阪府中小企業信用保証協会へ支払った信用保証料を最高10万円まで補助します。	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）	労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、保護者である労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に助成（支給額：対象労働者に支払った賃金相当額×10/10）日額上限15,000円に引き上げ（6月12日付）	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター TEL：0120-60-3999 午前9時から午後9時 土日・祝日含む
小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	小学校等の臨時休業等により、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金を支給（業務委託契約等の要件あり） 就業できなかった日について1日当たり4,500円（定額）（令和2年4月1日から9月30日まで間は7,500円（定額）、6月12日付）	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター TEL：0120-60-3999 午前9時から午後9時 土日・祝日含む

雇用調整助成金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成（一定の要件を満たす場合は10/10に拡充、1人あたり15,000円に引き上げ、6月12日特例措置） また、小規模事業主（従業員が概ね20人以下）については実際に支払った休業手当から助成額を簡易化に算定できるようにするなど、各種手続きが簡素化されています。	雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 午前9時から午後9時 土日・祝日含む
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者の内、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者	休業前賃金の80%（日額上限11,000円）で休業実績に応じて支給されます。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金8:30～20:00 土日祝8:30～17:15
休業要請支援金（府・市町村共同支援事業）	大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主	休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業に100万円、個人事業主に50万円を支給。※対象要件：令和2年3月31日以前に開業し、大阪府内に主たる事業所有し、4月21日から5月6日までの全ての期間において施設を全面的に休業（食事提供施設は、営業時間短縮等の協力を含む）し、令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。 新規申請受付は終了しています。なお、5月31日までに申請を行っていた場合における不備等の補正受付については引き続き実施されています。	休業要請支援金相談コールセンター TEL：06-6210-9525 FAX：06-6210-9504 午前10時から午後5時 （平日、土曜日のみ）
休業要請外支援金	休業要請支援金（府・市町村共同支援事業）の支給対象外となった施設運営者で、府内に事業所を有する中小企業その他の法人及び個人事業主	休業要請支援金の支給対象外となった施設運営者で、府内に事業所を有する中小法人に50万円（府内に複数事業所を有する場合は100万円）、個人事業主に25万円（府内に複数事業所を有する場合は50万円）を支給。 ※対象要件：令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有し、休業要請支援金の支給対象とならず、令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。 新規申請受付は終了しています。なお、7月7日までに申請を行っていた場合における不備等の補正受付については引き続き実施されています。	休業要請外支援金コールセンター TEL：0570-200-308 FAX：06-6210-9296 午前10時から午後5時まで（平日、土曜日のみ）

持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で新型コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で新型コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者に対して、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。「持続化給付金の申請受付ホームページ」からWeb申請。Web申請が困難な方のために、「申請サポート会場」が設けられています。大阪府内においては、「梅田会場」「天王寺会場」「東大阪会場」「堺会場」の4か所で開設されています。 申請サポート会場の利用は予約が必要となっており、自動ガイダンスで予約する際は会場コードが必要となります。(梅田会場：2705、天王寺会場：2706、東大阪会場：2702、堺会場：2722) 申請サポート会場予約 ①TEL：0120-835-130 (自動ガイダンス) 24時間対応 ②TEL：0570-077-866 (オペレーター対応) 9：00～18：00 (平日土日祝日)	持続化給付金事業コールセンター TEL：0120-115-570、IP電話等からは03-6831-0613 8:30～19:00 (土曜日除く) 持続化給付金申請 事前相談専用窓口 TEL：0570-015-078 8:30～17:00 (平日のみ)
家賃支援給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者その他各種法人等で、5月～12月の売上高について、いずれか1月が前年同月比50%以上減少または、連続する3か月の合計が前年同期比30%以上減少しており、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払いしている者	自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払いしている者に対して、法人は600万円以内、個人事業者は最大300万円以内を支給。「家賃支援給付金ポータルサイト」の申請受付ページからWeb申請。Web申請が困難な方のために、「申請サポート会場」が開設されており、枚方市内では、枚方ピオールネ5階「コワーキングスペース ビーゴ」が会場となっています。申請サポート会場の利用にはインターネットもしくは電話で予約が必要です。 ・予約電話番号 0120-150-413(平日・土日祝日9:00～18:00)	家賃支援給付金 コールセンター TEL：0120-653-930 (平日・土日祝日 8:30～19:00)
クラウドファンディングによる地域飲食店応援プロジェクト	北大阪商工会議所会員である飲食店(未入会の飲食店が参加希望の場合、北大阪商工会議所への入会が必要)	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営を余儀なくされている飲食店を応援するもの。参加登録した店舗に対し、市民等が支援したい店舗・支援金額を選択すると、10%プレミアのついた食事券が発行される。 参加店舗の募集：令和2年6月23日(火)まで 支援の申し込み：令和2年6月30日(火)23時まで 支援の実施期間：令和2年7月6日(月)から半年間(予定) 詳細は、北大阪商工会議所のホームページ参照。	北大阪商工会議所 中小企業相談所 きらら事務所 TEL：843-5154 FAX：841-0173

● 市税の納税猶予

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
市税の納税猶予	令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等(給与含む)に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、市税を一時に納付し、又は納入を行うことが困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少があり、市税の納付が困難になられた方への徴収猶予の「特例制度」(最大1年間の猶予、担保提供不要、延滞金全額免除)が認められる場合があります。	納税課 TEL：841-1380 FAX：841-6099

● 相談窓口

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
中小企業・小規模事業者に対する総合相談窓口	新型コロナウイルスの影響を受けている、市内の中小企業・小規模事業者	市内事業者支援の一環として、国・府等で行っている各種支援策の最新情報を提供しています。また、社会保険労務士・中小企業診断士・行政書士が無料で相談に応じる専門家相談窓口も開設しています。日程は下記のとおりです。専門家相談窓口を利用される際は、商工振興課まで事前に電話でご予約ください。(①・②は商工振興課で、③は地域活性化支援センターで受付します)。 ① 社会保険労務士相談(雇用調整助成金の活用方法など) ・毎週火曜日の13時～16時 ・毎週木曜日の13時～17時 ② 中小企業診断士相談(各種経営相談など) ・毎週水曜日の13時～17時 ③ 行政書士相談(各種申請手続きなど) ・地域活性化支援センターで予約	商工振興課 TEL: 841-1381 FAX: 841-1278 地域活性化支援センター TEL: 050-7105-8080
関係機関・施設等へのマスクの配布	配布する優先順位が高いと判断した関係機関・施設等	医療機関等、特別養護老人ホームなどの入所施設、保育所・幼稚園等へマスクを配布。詳細は、各担当課へお問い合わせください。	保健所 保健医療課 TEL: 807-7623 FAX: 845-0685 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当) TEL: 841-1461 FAX: 844-0315 地域健康福祉室 (障害福祉担当) TEL: 841-1457 FAX: 841-5123 私立保育幼稚園課 TEL: 841-1474 FAX: 841-4319
新型コロナウイルスに関する電話法律相談	新型コロナウイルスの感染拡大で法律問題を抱えるすべての方	新型コロナウイルスに関する法律問題全般に弁護士が無料で電話相談(午前10時から午後4時、土日祝日を除く) ●労働問題、経営問題、貧困問題、家庭問題、消費者問題、学校の問題、差別の問題等、新型コロナウイルスに関する法律問題全般	大阪弁護士会 TEL: 06-6364-2046

● 支援策等を予定しているもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	感染者、濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等	必要な介護サービスを継続して提供するために、通常の介護サービスの提供時では発生しない、かかり増し経費について助成を行います。	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当) TEL: 072-841-1461 FAX: 072-844-0315

新型コロナウイルス関連支援等情報一覧（総合情報）

● 対応期間を延長するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
住民異動届の期間延長	住民異動届の届出者	14日以内に行う必要のある転入・転居・世帯主変更などの届出について、新型コロナウイルス感染予防のため14日を経過した届け出について、期間内の届出と同様の扱いとします。海外からの転入も同様とします。	市民室 TEL：841-1309 FAX：841-3039
マイナンバーカードの継続利用おける転入届の期間延長	マイナンバーカードをお持ちの転入された方	マイナンバーカードを所持している人が転入届をしたものの、転出予定日を30日経過しても転入届を行わなかった場合は、マイナンバーカードは失効することとされていますが、当分の間は、転出予定日の60日後まではマイナンバーカードを失効させず、継続利用の手続きができます。	市民室 TEL：841-1309 FAX：841-3039
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限延長	マイナンバーカードをお持ちで電子証明書の有効期限が近づいた方	現在、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が近づいた方に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から有効期限のお知らせに関する通知書を郵送しています。 有効期限が過ぎた場合、コンビニ交付などの利用ができなくなるため更新手続きが必要ですが、有効期限が過ぎてしまった後でも新しい電子証明書を発行することができます。	市民室 TEL：841-1309 FAX：841-3039
個人市・府民税の申告期間延長	個人市・府民税の申告者	所得税の確定申告期限内に申告することが困難な場合には、期限を区切らずに4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告を受け付けることに伴い、令和2年度個人市・府民税申告受付についても同様に取り扱います。	市民税課 TEL：841-1353 FAX：841-3039
法人市民税の申告・納付期限の延長	法人市民税の申告者	やむを得ず期限内に申告・納付することが困難な場合は、申請により、その期限を延長することができます。	市民税課 TEL：841-1352 FAX：841-3039
事業所税の申告・納付期限の延長	事業所税の申告者	やむを得ず期限内に申告・納付することが困難な場合は、申請により、その期限を延長することができます。	市民税課 TEL：841-1352 FAX：841-3039
児童手当、特例給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当の各種申請の期間延長	児童手当等の受給者、受給申請者	緊急事態宣言の終結後から15日以内に申請いただければ、各申請手続きをすることができなくなった日の属する月に申請があったものとしします。 但し、特別児童扶養手当においては事前相談必要。	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039
有料道路通行料金の障害者割引の有効期限の延長について	令和2年3月1日から令和2年7月30日までに障害者割引の有効期限を迎える方	令和2年3月1日から令和2年7月30日までに、障害者割引の有効期限を迎える方の有効期限が令和2年7月31日に延長されます。詳細は、各道路会社にお問い合わせください。	地域健康福祉室（障害福祉担当） TEL：841-1457 FAX：841-5123
自立支援医療（育成・更生）費の受給者証有効期間の延長について	自立支援医療（育成・更生）費の受給者証をお持ちの方	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に有効期間が満了する受給者証の有効期間を1年間延長します。 ※詳細は、お問い合わせください。	地域健康福祉室（障害福祉担当） TEL：841-1457 FAX：841-5123

小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者証有効期間の延長について	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する方については、受給者証の有効期間を1年間延長します。なお、有効期間を延長した受給者証を、現在お持ちの受給者証の有効期間満了日までに、郵送します。 有効期間延長に伴う更新手続きは不要となりますので、医療意見書等の取得は不要です。	保健予防課 TEL：807-7625 FAX：845-0685
特定医療費（指定難病）助成制度の受給者証有効期間の延長について	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する方については、受給者証の有効期間を1年間延長します。 有効期間の満了日が令和2年12月31日の受給者証については、令和3年12月31日まで使用することができます（原則有効期間を延長した受給者証の発行はありません）。有効期間延長に伴う更新手続きは不要となりますので、臨床調査個人票等の取得は不要です。	保健予防課 TEL：807-7625 FAX：845-0685
特定不妊治療費用補助金交付事業	特定不妊治療費用補助金交付申請者	(1) 令和元年度申請期限の延長 令和2年3月中旬に治療を終了した方は、申請期限を令和2年4月14日（火）から令和2年5月31日（日）まで延長します。郵送（簡易書留または特定記録郵便）の場合は令和2年5月31日（日）消印有効。 (2) 令和2年度に、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合、 ①令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳のときは、妻の年齢が44歳に到達する日の前日まで補助の対象とします。 ②初回申請時の治療開始日の妻の年齢が令和2年3月31日時点で39歳のときは、41歳未満まで通算補助回数を6回とします。	保健予防課 TEL：807-7625 FAX：845-0685
小中学校就学援助制度申請の取扱い変更	小中学校就学援助制度の申請者	5月16日以降の途中申請について、これまでは申請された月から支給対象としていましたが、令和2年度就学援助制度については、申請時期に関わらず、当面の間、認定者は4月分からの支給対象とします。他市町村からの転入者については、これまでどおり転入月から支給対象とします。特別事情による申請については、事実発生月からの支給対象を基本とします。	教育支援推進室 学事保健担当 TEL：050-7105-8044 FAX：851-2187

● 郵送・電話等の対応が可能となったもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
被災届出証明書について	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震または火事等による被害を受けた方	被災届出証明書の申請については、「被災届出証明発行申請書」に必要書類を添付し郵送していただければ受付します。	危機管理室 TEL：841-1270 FAX：841-3092
災害見舞金品等の申請について	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震または火事等による被害を受けた方 ※感染症による罹患は対象外	「災害見舞金品等受給申請書」に必要書類を添付し郵送していただければ受付します。郵送による受付を希望される場合は必ず事前にご相談下さい。 ※感染症による罹患は対象外	危機管理室 TEL：841-1270 FAX：841-3092
校区自主防災活動に係る相談や手続きについて	校区の自主防災組織活動をされている方	校区自主防災活動に関するご相談や手続き等については、電話、メール、FAXで対応します。「自主防災組織訓練実施届」は郵送での受付も可能です。	危機管理室 TEL：841-1270 FAX：841-3092

広報ひらかた短信コーナーの利用登録	広報ひらかたの短信コーナーに催しや会員募集の案内を載せたい方	広報ひらかた短信コーナーの利用登録は、新規・更新ともに、原則、郵送または FAX、電子メールで受付します。	広報プロモーション課 TEL：841-1258 FAX：846-5341
自己情報開示等請求書の提出	自己情報開示等請求をしようとされている方	自己情報開示等請求書の提出については、本人確認を適切に行うため、本人が窓口で行うこととしていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による提出を受け付けます。請求書に添付が必要な本人確認書類等については、郵送前にお問合せください。	コンプライアンス推進課 TEL：841-1294 FAX：841-3039
国民健康保険・後期高齢者医療保険に係る手続の郵送・電話対応	国民健康保険・後期高齢者医療保険に係る手続が必要な方	以下の手続を除き、郵送・電話での対応が可能です。 ・国民健康保険加入手続 ・即日交付を希望する国民健康保険証、高齢受給者証の再発行手続 ・即日交付を希望する後期高齢者医療被保険者証の再発行手続 ・助産制度を利用している場合の出産育児一時金受付	国民健康保険室 (国民健康保険担当) TEL：841-1403 FAX：841-3716 (後期高齢者医療担当) TEL：841-1334 FAX：846-2273
医療証交付申請の郵送受付	重度障害者医療・老人医療(経過措置)・ひとり親家庭医療・子ども医療などの医療証に関する手続が必要な方	ひとり親家庭医療の以下の手続を除き、郵送での対応が可能です。 ・医療証の新規交付申請 ・保険変更以外の変更届け出 ・資格喪失届け出	医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
医療費助成申請の郵送受付	重度障害者医療・老人医療(経過措置)・ひとり親家庭医療・子ども医療などの医療費助成に関する手続が必要な方	各医療費助成の助成申請については郵送での対応が可能です。	医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
軽自動車税(種別割)の減免申請手続き	・身体・知的・精神障害者で一定の条件を満たしている方の所有、使用する軽自動車等 ・生活保護法に基づく生活扶助を受けている方の所有、使用する軽自動車等 ・身体障害者等の利用のため、構造変更を加えた軽自動車等 ・公益のため、直接専用する軽自動車等	緊急事態宣言に伴う外出自粛要請の期間中に限り、郵送による受付を行います。申請期限は6月1日(月)までとなります。(消印有効)まずは電話にてお問い合わせください。	市民税課 TEL：841-1352 FAX：841-3039
個人市・府民税の申告	令和2年1月1日現在、市内に住所があり令和元(平成31)年中に給与収入があった方で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方や、給与以外の収入があった方。公的年金収入があった方で、年金の源泉徴収票の記載内容に変更がある方や医療費控除や生命保険料控除等の追加控除がある方、公的年金以外の収入があった方。営業所得、不動産所得等の収入があった方。 (税務署に所得税の確定申告書を提出された方は除く)	個人市・府民税(住民税)は、住民の身近な行政サービスの費用を分担し合うという税金で、前年の所得に対して、翌年度に課税されます。納税義務者は、その年の1月1日に市内に住所や事務所がある方となり、市が税額を計算し、納税義務者に納税通知書を送付します。個人の市民税と府民税は税率が違いますが、ともに、均等割(一定の税額を負担)と、所得割(所得金額に応じて負担)があります。市民税と府民税は併せて市に納付していただき、府民税については、市から大阪府に払い込みます。 ※令和元(平成31)年中に収入が無かった方や非課税所得(雇用保険・障害年金・遺族年金等)のみの方でも市の福祉・医療関係サービス(国民健康保険・国民年金・介護保険・保育所等)や給付措置等で市・府民税の課税状況を使用する場合は申告が必要です。	市民税課 TEL：841-1353 FAX：841-3039

原動機付自転車（排気量 125cc 以下）等の廃車申告	原付バイクを所有している個人または法人	以下の書類等を市民税課軽自動車担当宛に郵送ください。 ・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（ホームページからダウンロードできます。郵送可）・標識（ナンバープレート）・原動機付自転車申告済証・返信用封筒 詳しくは電話にてお問い合わせください。	市民税課 TEL：841-1352 FAX：841-3039
成年後見利用支援事業に関する申請の郵送受付	市長申し立てによる成年後見制度利用支援事業の手続きをする後見人	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、申請等について郵送対応とします。	地域健康福祉室 （健康福祉総合相談担当） TEL：841-1401 FAX：841-5711
ひらかた高齢者 SOS キーホルダー配布の郵送受付	枚方市内に住所を有する 65 歳以上の方等	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来庁を要する申請等について郵送対応可能とし、対象者自宅へ郵送します。（各地域包括支援センターでも同様に対応）	地域健康福祉室 （健康福祉総合相談担当） TEL：841-1401 FAX：841-5711
障害福祉サービス（障害児通所支援を含む）の利用に関する各更新申請	障害福祉サービス（障害児通所支援を含む）の利用に関する各更新申請が必要な方	障害福祉サービス（障害児通所支援を含む）の利用に関する各更新申請について、障害福祉担当より更新案内を送付している方については、郵送でも受付を行います。（郵送時の事前連絡は不要です。）	地域健康福祉室 （障害福祉担当） TEL：841-1457 FAX：841-5123
日常生活用具の給付	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者、難病患者等で日常生活用具の購入を考えられている方。	各用具によって要件がありますので、福祉のてびき 26～33 ページ参照の上、事前に電話にてお問合せください。	地域健康福祉室 （障害福祉担当） TEL：841-1457 FAX：841-5123
精神障害者保健福祉手帳の新規申請	精神障害者保健福祉手帳を初めて申請される方	申請書に、写真とかかりつけの医師の診断書、または、障害年金等の証書を添えて、郵送での申請を受付します。郵送での申請を希望される場合は、事前に電話にてお問合せください。	地域健康福祉室 （障害福祉担当） TEL：841-1457 FAX：841-5123
有料道路通行料金の障害者割引の手続き	令和 2 年 7 月 31 日までの間に、新規、変更、更新手続きを行う方	令和 2 年 7 月 31 日までの間、郵送での手続きを受付します。郵送での手続きを希望される場合は、事前に電話にてお問合せください。	地域健康福祉室 （障害福祉担当） TEL：841-1457 FAX：841-5123
介護保険の各種申請、手続きの郵送・電話対応	介護保険の申請、届出等が必要な市民等	介護保険に関する申請や届出については、平時より電話や郵送で手続きができるようになってはいますが、緊急事態宣言の発令を受けて、改めてホームページで周知を行っています。ご不明な点はお電話でお問い合わせと来庁を控えていただくようお願いしています。	地域健康福祉室 （長寿・介護保険担当） TEL：841-1460 FAX：844-0315
「ひらかた元気くらわんか体操」の DVD・CD 配付に関する郵送・FAX 受付	枚方市内に住所を有する 65 歳以上の方等	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ひらかた元気くらわんか体操 DVD・CD の使用申し込みは郵送もしくは FAX での受付可能となりました。なお、書類に記入漏れがあった場合は、ご連絡させていただく場合がございます。	地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当 TEL：841-1458 FAX：840-4496
妊娠届出手続き及び母子健康手帳交付に関する郵送受付	枚方市内に居住する妊婦	新型コロナウイルス感染症対策のため、妊娠届出時に提出される申請書、届出書等について郵送による提出も可能とします。	地域健康福祉室（母子保健担当(保健センター)） TEL：840-7221 FAX：840-4496

結婚等新生活支援補助金の申込に関する郵送受付	結婚等新生活支援補助金の対象となる新婚夫婦	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、結婚等新生活支援補助金の申込(令和2年1月1日~3月31日に婚姻届等を提出している新婚夫婦に限る)を郵送でも受付可能とします。(令和2年5月31日までに必着) なお、書類の不備等を確認するため、郵送前に必ずお電話等にてご相談ください。 ※令和2年度の本補助金については、令和2年6月1日から受付開始であるため、後日追ってお知らせいたします。	子ども青少年政策課 TEL:841-1375 FAX:843-2244
保育所等の認定にかかる変更申請や要件確認書類の郵送受付	・保育所等の認定要件や住所等を変更される方 ・各申請にかかる確認書類を提出される方	保育所等の認定にかかる変更申請や、要件確認書類の提出については、郵送で受付します。必要書類等については電話でお問い合わせください。 なお、保育所等の新規申請、第一希望園の変更、転園申請は、原則として窓口で受付させていただきます。	保育幼稚園入園課 TEL:841-1472 FAX:841-4319
枚方市公害防止条例、大気関係法令、水質関係法令等の環境指導課における各種届出等の郵送受付	環境指導課における届出手続きが必要な方	感染拡大防止の観点から、各種届出について郵送並びにメールでの対応を主としますので、事前にお問い合わせ下さい。	環境指導課 TEL:050-7102-6014 FAX:849-1206
都市計画課における申請・届出手続きに関する郵送受付	都市計画課における申請・届出手続きが必要な方	3密防止対策等の徹底を図るため、当課所管の事務に関する申請・届出等の手続きを郵送にて受付します。まずは電話にて、手続き等についてお問い合わせください	都市計画課 TEL:841-1414 FAX:841-4607
①屋外広告業の登録 ②屋外広告物の許可申請等	①屋外広告業の登録等の届出手続きが必要な方 ②屋外広告物の許可申請等の手続きが必要な方	3密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL:841-1478 FAX:841-5101
景観法に基づく届出	・届出の対象となる行為を行う方	3密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL:841-1478 FAX:841-5101
耐震診断(木造住宅以外)補助制度	・対象物の所有者	3密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL:841-1478 FAX:841-5101
被相続人居住用家屋等確認書の交付申請	対象となる空き家及び土地の相続人	3密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL:841-1478 FAX:841-5101
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業各種手続き	セーフティネット住宅の登録等の手続きが必要な方	3密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL:841-1478 FAX:841-5101
サービス付き高齢者向け住宅事業登録等各種手続き	サービス付き高齢者向け住宅事業登録等各種手続きが必要な方	3密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL:841-1478 FAX:841-5101
開発調整課における協議・届出手続きに関する郵送受付	開発調整課における協議・届出手続きが必要な方	3密防止対策等の徹底を図るため、建築行為等の事前協議(条例15条)、建築基準法の許可、認定に伴う事前協議(条例16条)、共同住宅等の建築に伴う協議(条例17条)、中高層建築物建築協議(条例18条)について郵送でも受付	開発調整課 TEL:841-1432 FAX:841-5101
開発審査課における申請・届出手続きに関する郵送受付	開発審査課における申請・届出手続きが必要な方	3密防止対策等の徹底を図るため、開発審査課に提出される申請書、届出書等について郵送による提出も可能とします。なお、郵送を希望される場合は、事前に問合せを行ってください。	開発審査課 TEL:841-1438 FAX:841-5101

建築安全課における中間・完了検査申請手続き等に関する郵送受付	建築安全課における中間・完了検査申請手続き等が必要な方	3密防止対策等の徹底を図るため、中間・完了検査申請等について、郵送でも受付を行います。検査日まで日数を要する場合がありますので、郵送による受付を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。	建築安全課 TEL：841-1441 FAX：841-5101
--------------------------------	-----------------------------	--	---------------------------------------

● お知らせ（来庁による相談を休止したもの）

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
健康相談・栄養相談の中止について	全市民	来所での、健康や栄養に関する相談については開催を見合わせています。 ご相談については電話にて対応します。	地域健康福祉室 （健康増進・介護予防担当（保健センター）） TEL:841-1458 FAX:840-4496
市国民健康保険加入者対象の人間ドック費用助成申請の窓口申請の中止について	市国民健康保険加入者	人間ドック受診費用助成制度の申請は、郵送での受付のみとなっています。	地域健康福祉室 （健康増進・介護予防担当（保健センター）） TEL:841-1458 FAX:840-4496
乳幼児に関する相談について 1. 乳幼児健康相談	乳幼児に関する相談がある方	1. 現在中止しています。 ご相談については必要に応じて個別に対応いたしますので、保健センターまたは北部リーフにご連絡ください 保健センター TEL：840-7221、FAX：840-4496 すこやか健康相談室<北部リーフ> TEL：851-1220、FAX：851-1152	地域健康福祉室 （母子保健担当（保健センター）） TEL：840-7221 FAX：840-4496

● お知らせ（中止しているもの）

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
健康教室の開催中止および延期について	全市民	保健センターでの健康に関する教室の開催は見合わせています。	地域健康福祉室 （健康増進・介護予防担当（保健センター）） TEL:841-1458 FAX:840-4496
介護予防普及啓発事業の中止について	枚方市内に住所を有する65歳以上の方等	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により、介護予防講座等の開催を見合わせております。	地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当 TEL:841-1458 FAX:840-4496
2歳6か月児歯科健康診査の開催中止	2歳6か月児歯科健診の対象者	2歳6か月児健康診査を中止し、希望制の歯科相談会を7月から開始予定です。ご相談については必要に応じて個別に対応いたしますので、保健センターまたは北部リーフにご連絡ください 保健センター TEL：840-7221、FAX：840-4496 すこやか健康相談室<北部リーフ> TEL：851-1220、FAX：851-1152	地域健康福祉室 （母子保健担当（保健センター）） TEL：840-7221 FAX：840-4496

● お知らせ（縮小しているもの）

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
保育幼稚園入園課の窓口業務	・保育所等の申請をはじめ、保育幼稚園入園課での手続きが必要な方	緊急事態宣言解除後当面の間、以下の取り扱いとします。 ・取扱業務は限定しませんが、保育所等の申請を伴うご用件（保育所の新規申請、第1希望園の変更、転園の申し込みなど）以外は郵送での取り扱いも可能です。窓口の混雑を避けるため、できる限りご協力をお願いいたします。 ・窓口での過密状態を避けるため、受付窓口の数を縮小するとともに、ご相談時間は最大40分程度とさせていただきます。	保育幼稚園入園課 TEL：841-1472 FAX：841-4319

● お知らせ（窓口受付時間を変更しているもの）

手続・制度名称等	窓口受付時間	概要	担当課等
窓口における申請手続き等	4月20日（月）～緊急事態宣言終了までの期間を予定 9時から12時 ※土日祝日を除く	窓口における申請・申請にかかる相談等	開発調整課 TEL072-841-1432 FAX072-841-5101
開発審査課における申請・届出等に係る事務		予約制：①1セクションあたり15分※各セクションでの対応は最大2件②1件あたりの継続時間は原則30分まで <予約方法> ①予約来庁時の次回予約②電話予約	開発審査課 TEL072-841-1438 FAX072-841-5101
開発・建築物等の検査等に係る事務		・開発行為、宅地造成工事及び道路の位置指定等の検査 ・建築基準法に基づく建築物等の現場検査 ・建築物の維持管理、防災等の指導 ・その他窓口での問合せ・相談	建築安全課 TEL072-841-1441 FAX072-841-5101

● 注意喚起

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
ご家庭でのごみの捨て方	新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がおられる家庭	鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけてください。	減量業務室 TEL：849-5374 FAX：848-1821
ごみの収集について	全市民	ごみの収集は、市民の生活を維持するうえで必要な業務です。新型コロナウイルス感染症拡大時においてもごみ収集を継続するためごみ収集の拠点を分散し対処してまいります。そのため収集時間が前後する場合がありますので早めのごみ出しをお願いします。 ご理解ご協力をお願いします。	減量業務室 TEL：849-5374 849-7969 FAX：848-1821